

「守山市男女共同参画推進条例」の解説

(前文)

守山市民憲章において、「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとにおのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい生きがいのあるまちづくりを行うことを定めている。この理念に基づき本市では、男女がともにいきいき輝く男女共同参画のまちづくりに取り組んできた。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を早期に実現することは、本市の重要な課題である。

少子高齢化の進展、家庭および地域を取り巻く環境の変化等、社会経済情勢が大きく変化する中で、豊かで活力ある社会を築くためには、性別にかかわらず誰もがその有する能力を最大限に発揮してあらゆる分野において活躍できることが重要である。

さらに、性別による固定的な役割分担意識、慣習等による男女間の不均衡を早急に是正し、職場、地域その他のあらゆる分野において女性が活躍できるよう図らなければならない。

これらを踏まえ、歴史に育まれた豊かな文化、長年にわたり培われてきた活発な地域活動等の優れた守山市の特性を生かし、男女がお互いを認め合い、支え合いながら一人ひとりが輝けるまちを創り上げるため、男女共同参画社会の早期実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

【考え方】

市の条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性など条例制定の趣旨を示しています。守山市の特性を盛り込み、推進への決意を示しています。

(目的)

条文	考え方
第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。	この条例は、市民等（市民、事業者、各種団体および教育関係者）の責務を明らかにし、市の男女共同参画推進施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

条文	考え方
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	この条例で使用する用語を定義します。
(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。	男女共同参画について、男女共同参画社会基本法の規定に基づき定義しています。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に関して男女間の格差を改善するため必要な範囲において、当該機会を提供することをいう。	男女の参画する機会に格差がある場合、積極的な改善措置を行うことにより男女間の均衡を図る暫定的措置のことをいいます。
(3) 市民 市内に居住または市内に通勤もしくは通学する者をいう。	市内に居住する人、市内に居住していないが通勤または通学する人をいいます。
(4) 事業者 市内において事業を行う個人または法人をいう。	営利目的の事業者(会社など)と、非営利目的の事業者(NPO 法人、社会福祉法人など)および営利、非営利を問わず事業を行っている個人事業者をいいます。
(5) 各種団体 市内において活動を行う団体をいう。	市民が主体性を持って活動をしている団体、例えば、自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、ボランティアグループなど、市内で活動する団体をいいます。
(6) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育、保育等に関わる者をいう。	公立、私立を問わず、市内において教育および保育に携わっている人をいいます。
(7) 市民等 市民、事業者、各種団体および教育関係者をいう。	市民、事業者、各種団体および教育関係者を総称して、市民等といいます。
(8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者に苦痛を与えその者の生活環境を害することまたは性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。	性的な発言や行動により相手に苦痛を与え、生活の環境を害すること、また、性的な発言や行動を受けた被害者の対応によって、加害者が被害者に対し不利益を与えることをいいます。
(9) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間および恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他身体的、精神的、性的および経済的に有害な影響を及ぼす言動)をいう。	配偶者など親密な関係にある者からの暴力、および身体的、精神的、性的、経済的な苦痛を与える言動をいいます。

(基本理念)

条文	考え方
----	-----

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。	男女共同参画の推進に当たっての基本理念を定めています。
(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。	男女がともに個人として尊重され、性別により差別されることなく、誰もが個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指します。
(2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度および慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮されること。	社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担が反映されることで、個人の生き方や活動の選択を束縛していることがあります。このような社会の制度や慣行の改善が必要です。
(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策または事業者もしくは各種団体における方針の立案および決定に際して、共同して参画する機会が確保されること。	男女共同参画社会を実現するには、市など公的な機関はもちろんのこと、企業や自治会などさまざまな団体においても、方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に、男女がともに参画できる機会を確保することが求められます。
(4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができること。	現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。 男女共同参画社会を実現するためには、家族を構成する男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動などとの両立を図ることが重要です。
(5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、双方の意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。	男女の対等な関係のもとに互いの性を理解し、妊娠・出産においては、双方の意思が尊重されることが必要です。また、男性も女性も互いの身体の特徴を十分理解し、生涯を通じて健康な生活を送れることが求められます。
(6) 男女の社会における活動の不均衡を是正し、職場、地域その他のあらゆる分野において女性の活躍を推進すること。	女性の社会における活躍は進んできましたが、未だ十分な状態ではありません。 女性がその個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野で活躍できるよう推進していくことが必要です。

(7) セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスが人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。	セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスは、被害者の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。
--	---

(市の責務)

条文	考え方
第4条 市は、前条で定める基本理念に基づき、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 2 市は、男女共同参画施策の推進に当たり、国、他の地方公共団体および市民等と連携して取り組むものとする。	市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民や関係機関と連携を図りながら、男女共同参画を推進するものとします。

(市民の責務)

条文	考え方
第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。	男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、市民自らが男女共同参画に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画施策への協力に努めるものとします。

(事業者の責務)

条文	考え方
第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、女性の活躍を推進し、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が仕事と家庭生活を両立することができる職場の環境づくりに努めなければならない。 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。	職場における男女共同参画の推進には、事業者の理解と協力が不可欠であることから、女性の活躍推進や仕事と家庭生活の両立など事業者の主体的な取り組みとともに、市が実施する男女共同参画施策への協力に努めるものとします。

(各種団体の責務)

条文	考え方
----	-----

第7条 各種団体は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めなければならない。 2 各種団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。	地域社会には、自治会、PTAをはじめ市民が関わる各種の活動団体があり、地域づくりに重要な役割を担っていることから、各種団体としての主体的な取り組みとともに、市が実施する男女共同参画施策への協力を努めるものとします。
--	--

(教育関係者の責務)

条文	考え方
第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めなければならない。 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。	家庭教育をはじめ学校教育や保育の場などの教育にかかわる人が、基本理念を理解し、男女共同参画の推進に配慮した教育や保育を行うことで、将来を担う子どもたちの男女共同参画意識の形成が図れることから、その役割を明記しています。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

条文	考え方
第9条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、妊娠または出産を理由とする不利益な取扱いその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。	セクシュアル・ハラスメント、ドメスティックバイオレンス、妊娠または出産を理由とする不利益に取扱いなど、人権侵害行為および性別による差別的取扱いの禁止を規定しています。

(基本的施策等)

条文	考え方
第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。	市の基本的施策を定めています。
(1) 市民等が男女共同参画についての理解を深めるため、広報または啓発の活動を行うこと。	男女共同参画の推進には、市民、事業者、各種団体および教育関係者の理解が重要なことから、市は、さまざまな機会を通じ、広報や啓発活動を行います。
(2) 市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、積極的に情報提供その他の必要な支援を行うこと。	男女共同参画の推進は、市と市民等が連携、協力して取り組む必要があるため、男女共同参画に関する情報提供や人材の育成、交流の機会等の支援を行います。

(3) 男女共同参画についての理解を深め、性別による固定的な役割分担等にとらわれない多様な選択を可能にするため、学校教育、保育ならびに家庭および地域における教育を推進すること。	男女共同参画意識の形成には、幼少期からの教育が特に重要であるため、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。
(4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう、環境整備その他の必要な支援を行うこと	家庭生活および社会生活への男女共同参画の推進を図るため、家庭と仕事や地域での活動を両立することができるよう、環境整備等、必要な支援を行います。
(5) 附属機関またはこれに類するものにおける男女の委員の数の均衡が図られるよう努めること。	男女の参画機会の均衡を図るため、審議会等の附属機関の委員を委嘱する場合において、男女の委員数の均衡に努めます。
(6) 防災分野の施策において、男女双方の視点を取り入れた防災体制に配慮すること。	東日本大震災を含む過去の災害対応を省みて、男女双方の視点による防災体制の整備に配慮します。
(7) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向および国内における取組に留意し、男女共同参画施策に役立てること。	男女共同参画の推進は、世界女性会議をはじめとする国際社会の取り組みと連動して進められてきました。今後も国際社会の動向や国内の取り組みの情報を収集して、本市の推進に役立てます。
2 市は、前項に規定する基本的施策を実施するに当たり、男女共同参画の不均衡を是正し、女性の社会における活躍を推進するため、次に掲げる積極的改善措置を行うものとする。	社会における女性の活躍は進みつつありますが、未だ十分とは言えない状況であることから、市として積極的に女性の活躍を推進します。
(1) 女性が職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、保育園の待機児童の解消その他の環境整備を行うこと。	女性が仕事と家庭を円滑に両立できるよう、市は環境整備を行います。
(2) 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者に対し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずること。	女性の職業生活における活躍を推進するため、情報提供等必要な措置を講じて、事業者の取り組みを促進します。
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、目標を定めて市の女性職員の登用および育成を図ること。	市の女性職員の登用および育成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

(4) 男女がともにまちづくりに参画できるように、地域における意思決定等の場への女性の参画の促進を図ること。	平成 26 年度実施の男女共同参画社会に関する市民意識調査結果からも分かるように、特に地域活動の場において固定的な性別役割分担意識が残っており、地域における意思決定の場に女性が少ないことから、女性の参画促進を図ります。
(5) 女性が主体となった市民活動が活発化するように促進を図ること。	女性が、まちづくり、福祉、環境、文化など様々な分野において活躍できるよう、女性が主体となった市民活動の促進に努めます。
(6) その他女性の社会における活躍を推進するための積極的改善措置を図ること。	国や県の施策とも連携して、あらゆる分野において女性の活躍を推進します。

(男女共同参画計画)

条文	考え方
第 11 条 市は、前条に規定する基本的施策等を総合的かつ計画的に推進するため、守山市男女共同参画計画（以下「参画計画」という。）を策定する。 2 市は、参画計画を策定するに当たり、積極的改善措置のうち必要と認めるものについて、数値目標を定めるものとする。 3 市は、参画計画を策定するに当たり、あらかじめ、第 17 条第 1 項で定める守山市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。 4 市は、参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。 5 前 2 項の規定は、参画計画の変更について準用する。	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、具体的な計画を定めることとします。特に積極的な改善が必要な分野には、数値目標を設定します。 計画の策定および変更に当たっては、審議会の意見を聴くこと、基本計画を策定したときはこれを公表することとします。 (参考) 守山市では、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 箇年を計画期間とする「第 3 次男女共同参画計画『ともに輝く守山プラン 2020』」を策定しており、計画目標に向けた総合的な推進を図っています。

(相談への対応)

条文	考え方
第 12 条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、市民等からの相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。	市は、性別による差別的取扱等の相談があった場合、関係機関とも十分に連携して、適切な支援を行います。

(苦情の処理)

条文	考え方
----	-----

第 13 条 市は、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出を受けた場合は、適切に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、第 17 条第 1 項で定める守山市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。	男女共同参画に関する施策等への苦情について、市は適切に対応します。
--	--

（推進体制の整備）

条文	考え方
第 14 条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。 2 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。	これまでから庁内組織の守山市男女共同参画推進本部の設置等を行っており、引き続き推進体制の整備を行います。

（調査研究等）

条文	考え方
第 15 条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。	市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために、課題の分析、施策内容について調査研究するとともに、必要に応じて意識調査等により市民の意識やニーズの把握に努めるものとします。

（報告）

条文	考え方
第 16 条 市長は、男女共同参画施策の実施状況について、次条第 1 項で定める守山市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。	男女共同参画は、市、市民、事業者、各種団体および教育関係者が一体となって進める必要があり、情報を共有して連携して取り組むために、男女共同参画の状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をまとめ、公表していきます。

（男女共同参画審議会）

条文	考え方
第 17 条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査および審議するため、市長の附属機関として、守山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。	各分野の意見を反映させて男女共同参画施策の実効性を高めるために、審議会を設置します。 審議会の組織・運営などについては、規則で定めます。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、市長が委嘱する。 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。	
---	--

(委任)

条文	考え方
第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	本条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとします。